

2011年3月9日

発行登録制度を利用した社債引受けに当たっての
引受審査の簡素化・弾力化に向けての具体策
—四半期報告書、共通質問事項への対応—

1. 四半期報告書提出時の引受審査

(1) 四半期報告書の提出目的

- ・ 投資者保護のため、適切な適時開示
- ・ 四半期報告書は、通期の経営成績を想定させる進捗情報

(2) 四半期報告書の記載内容

- ・ 有価証券報告書での記載内容以降の重要な変更の開示
- ・ 四半期の経営情報と決算情報

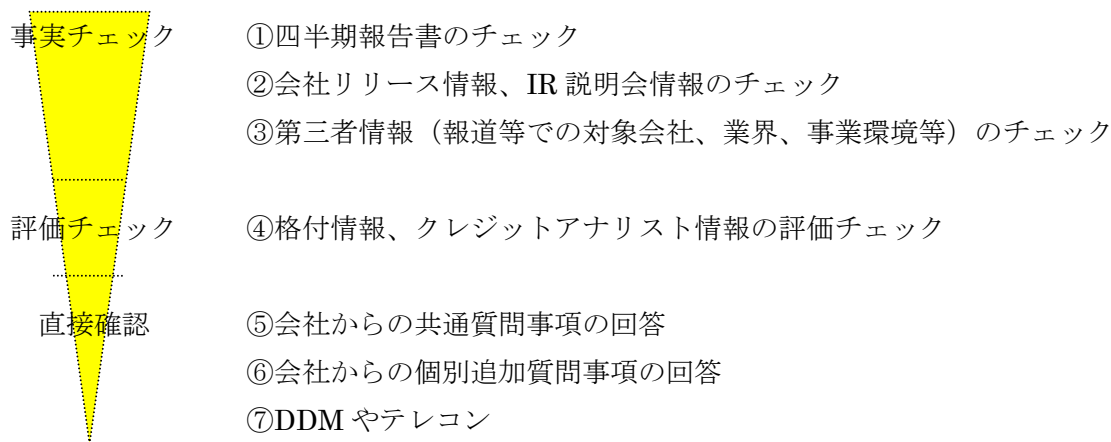
(3) 四半期情報の引受審査上の位置付け

- ・ 引受けに当たっての各主幹事候補会社の考え方・スタンスを整理するのは、情報の充実した有価証券報告書提出時点の年に1度を基本とする。
- ・ 四半期情報はその基本方針に影響を及ぼす事項の確認、あるいは留意点への取組み状況のフォロー

(考え方)

中長期のキャッシュ・フローのトレンドに影響の及ぶ事項、財務体質に大きな影響が及ぶ事項の発生に留意していく。本決算情報のある有価証券報告書を使って基本的な考え方・スタンスを整理した後は、四半期報告書では、基本方針に影響の及ぶような事項の発生をウォッチしていく。

(4) 四半期報告書への対応レベル



<基本形>

- i 四半期報告書提出時の審査は、一律外部情報のみ（①～④）にて行う。
- ii その際に、具体的な起債の際に確認しなければならない課題が認識されれば、その旨を主幹事候補会社から登録会社に伝える。
- iii 起債計画が具体的になった際に、通常の発行時審査に加え、当該課題の確認を行う。発行時の確認に時間を要する課題については、その認識を登録会社と共有する。
〔 *通常の発行時審査の過重を増すことのないように留意 〕

2. 共通質問事項の見直し

(1) 共通質問事項の利用目的

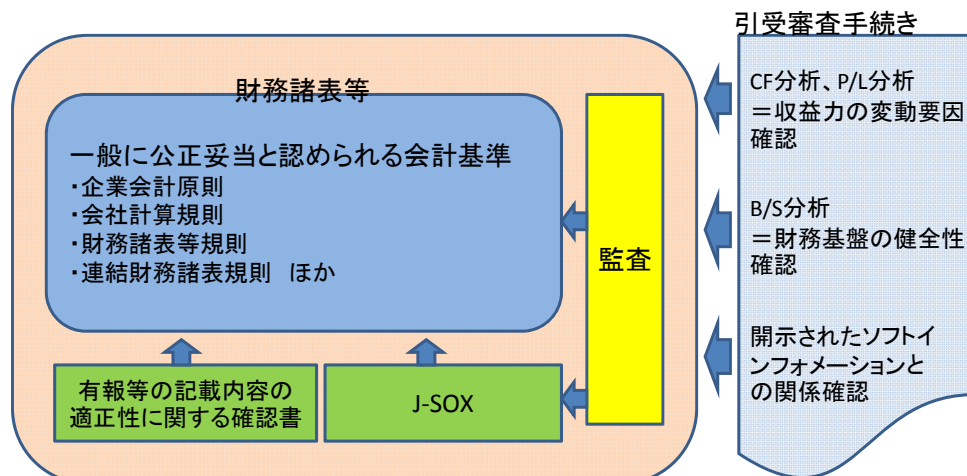
発行登録制度を利用した機動的な発行に対応すべく、発行時での審査負担を軽減するために、継続開示書類の更新時に引受審査を行う場合に、引受判断に必要最小限な情報について事前に登録会社へ回答準備を依頼する。継続開示書類の更新時における引受審査で発行・引受けに向けて課題が認識された場合には、その内容を登録会社と主幹事候補会社とで共有し、解決に向け努力する。

※ 「共通」の概念：主幹事候補会社各社**共通**の質問事項
 (実態) 登録会社各社**共通**⇒ (改訂方向) 各登録会社における**每期共通**

(2) 共通質問事項での観点

- [前提]
- ・財務諸表周りの証券会社の役割は、投資家サイドの観点からのチェック
 (監査人と会社によって十分に財務諸表等の品質が確保されている。)
 - ・開示審査は、重要な投資情報の網羅性、表現の正確性・簡明性のチェックに比重をおき、規則・様式への適合性のチェックを軽減
- ◎ 引受審査においては、投資家の判断に影響の大きい元利金支払能力及びリスクファクターの開示に係る審査に重点をおく (将来キャッシュ・フロー創出力に影響のある事項の分析と開示)

社債引受けにおける財務諸表等の引受審査



(3) 協会自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」の細則

- ・社債券の引受審査項目の細目（規則 18 条、細則第 11 条）
 - 1 適格性
反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無
 - 2 財政状態及びキャッシュ・フロー
 - イ 財政状態の健全性及びキャッシュ・フローの見通し
 - ロ 財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの変動理由分析
 - 3 調達する資金の使途
 - イ 調達する資金の使途の妥当性
 - ロ 調達する資金の使途の適切な開示
 - ハ 過去に調達した資金の充当状況
 - 4 企業内容等の適切な開示
 - イ 事業等のリスク等、企業情報等の開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
 - ロ 直近事業年度末以降の状況の適切な開示
 - 5 その他会員が必要と認める事項

(4) 共通質問事項での確認事項

- ① 継続開示審査時において確認すべき事項は、引受判断への影響度の大きい事項
 - ・「財政状態及びキャッシュ・フロー」：キャッシュ・フロー創出力の変化の原因・見通しや財務基盤の悪化要因の発生原因とその歯止めの見通し
 - ・「企業内容等の適切な開示」：リスクファクターの変化や新たなリスクの発生が適切にわかりやすく開示されているか
 - ・「適格性」や「調達する資金の使途」：登録会社と主幹事候補会社の日ごろの会話の中で認識されておくべき事項であり、発行時審査において、改めてチェックをすることで時間的には十分
- ② 共通質問事項の確定時期
 - ・新規登録会社において、登録時審査の中で、共通質問事項を確定する。
 - ・既登録会社において、11/3 期有価証券報告書提出までに、主幹事候補会社と登録会社との間で、共通質問事項を確定させる。
- ③ 共通質問事項になじまない事項への対応
 - ・その期特有の事項に対する個別追加質問は、共通質問ではカバーできないため、存続。
 - ・引受けに当たっての課題の取組みについては、各主幹事候補会社によって異なるので、共同で行うのは質問回答受入れまで。
 - ・個別特定事項（例：訴訟、不祥事、M&A、業績の急激な悪化など）の影響が発行時まで継続する場合には、発行登録制度の機動性よりも、情報更新の必要性を考慮して、発行時審査に比重を置かざるを得ない。その場合、登録会社と課題・認識を共有しておく。

以上